

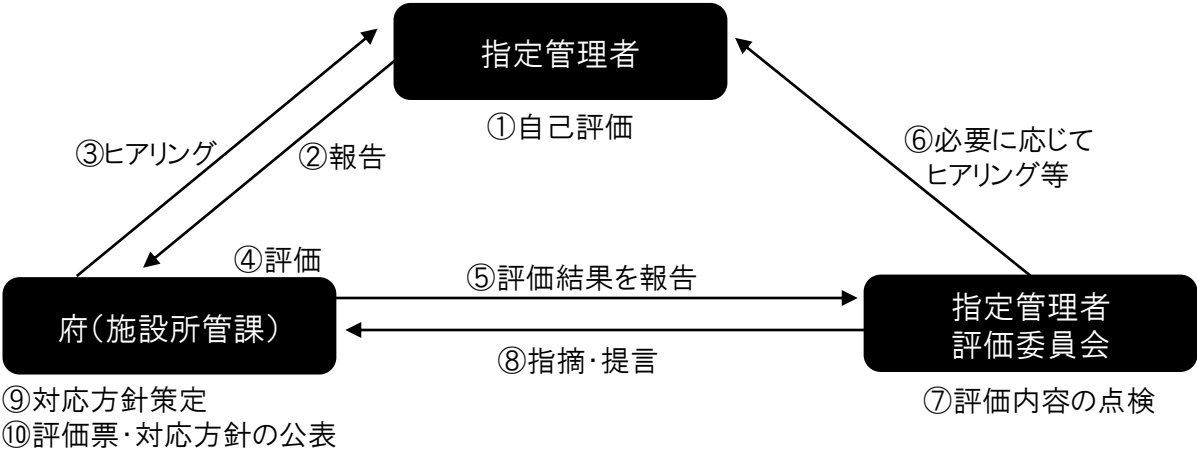
1. 趣旨

- 府と指定管理者が業務について行う点検・評価内容に対し、外部有識者で構成する指定管理者評価委員会から指摘・提言をいただき、それをフィードバックすることで、さらに府民サービスの向上につなげる

2. 指定管理者評価委員会の役割

- 施設所管課の評価、利用満足度調査等の結果について、施設所管課から報告を受け、点検を行い、施設所管課に対して指摘・提言を行う

3. モニタリングの流れ（本委員会は⑤～⑧を実施）



4. 令和6年度スケジュール

時期	指定管理者評価委員会	施設所管課	指定管理者
7月8日	第1回評価委員会 ● 指定管理者から当該年度の事業計画の報告 ● 当該年度の評価基準の審議		
		● 評価 報告	● 利用満足度調査の実施 ● 評価票に基づく自己評価の実施
1月14日	第2回評価委員会 ● 指定管理者から取組状況の報告 ● 施設所管課からの評価報告 ● 取組状況についてヒアリング ● 施設所管課による評価内容等について点検	報告 指導・助言	
2月中旬		対応方針策定	翌年度の事業内容に反映
3月			

令和7年 3月頃 6年度評価表・対応方針公表(HP)